

接岨湖湖面利用ルール

接岨湖の湖面利用については、原則として、ダム管理に支障が生じない範囲で自由使用としていますが、鍵を貸与している責任上、明らかに危険な行為や他者に迷惑をかけると思われる行為が確認された時には、利用中止(鍵の返却)とその後の鍵の貸与をお断りする場合があります。

また、休日(土・日・祝日)の鍵の貸与は、ダムを点検する者1名で対応しているため、貸与・返却時間を限定します。

1. 接岨湖の湖面利用について

(1) 別図参照

手こぎボート等(カヌー、カヤック、SUPも含む。)については、接岨大吊橋の直下流からユウヅク沢の直上流までの区間を通年で湖面利用を禁ずる区間とします。

湖面を占用したイベントがある場合、イベントエリア内では湖面利用できません。

イベントエリア外(場所限定)では、利用可能な場合があります。

湖面にコースを設営するイベント(カヌー競技大会等)を開催する場合は、季節により湖面の水位変動がある事から6月中旬から10月15日まで(夏の水位の期間)の期間に開催いただくようお願いします。

2. 鍵の貸与時間(予約に関する注意事項)

(1) 平日の鍵の貸与時間：8時30分～17時15分

(2) 休日の鍵の貸与時間(他業務があり対応できないため)

：7時30分～10時、11時～15時、16時～17時

※時間を守れなかった方に対しては、その後の鍵の貸与をお断りする場合があります。

(3) 使用予約について

イベント等の湖面を独占的に利用する場合であって、湖面の占用を希望する場合、遅くとも開催2か月前(60日)には予約をしてください。2ヶ月(60日)を切った予約についてはお受けできません。

個人で湖面を使用する方についてはこの限りではありませんが、使用を希望される日に湖面を占用したイベント等がある場合はイベントエリア内での予約をお受けできません。

また、使用について事前に申請している場合で、当日中止する場合にはその旨を必ずダム管理所(0547-59-1021)に連絡をするようお願いします。

※時間を守れなかった方に対しては、その後の鍵の貸与をお断りする場合があります。

3. 湖面利用のルール(当日以下の場合には、鍵の貸与は出来ません)

(1)「静岡県中部北」に大雨警報、洪水警報又は記録的短時間大雨情報が発令されているとき。

(2)長島ダム管理所が洪水警戒体制を発令し、ゲートからの放流を行っているとき。

又は、ゲートからの放流を行う可能性があるとき。

(洪水警戒体制の発令状況等は、長島ダムホームページにて確認ください。)

(3)南海トラフ沿いで南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合。

4. 湖面等利用のルール(その他禁止事項)

(1)貯砂ダムには一切近づかないこと。

(2)貸出したカギはコピーしないこと。

(3)長島ダムが水防体制等を執っている場合には、カギの貸出をしない。

(4)使用時における事故(油流出含む。)が発生した場合は、長島ダム管理所に連絡するとともに、届出者及び同行者において処理するものとし、長島ダムは一切の責任を負いません。

(5)河川区域内における事故、事件について、届出者、同行者及び当事者において処理するものとし、長島ダムは一切の責任を負いません。

(6)河川管理施設を損傷しないよう注意すること。

(7)管理区域内での火気使用は厳禁(BBQ等の禁止)とする。

(8)ゴミ等の片付けは厳守すること。

(9)エンジンの付いたボート等の使用は、手こぎボート等(カヌー、カヤック、SUPも含む。)に配慮すること。

(10)車止めは、通行の都度開放し施錠すること。

(11)貯水池内で長島ダム管理所による工事及び調査を実施している場合は、工事及び調査を優先するものとする。

(12)利用者間で協調して使用すること。

(13)落石等があるため、法面・斜面には近づかないこと。

(14)ライフジャケットを着用して使用すること。

(15)危険箇所へ立ち入らないことを厳守すること。

(16)流木に注意して使用すること。

(17)貯水池内の構造物に損傷等を与えないこと。

(※損傷を与えた場合には、損害賠償をするものとします。)

(18)長島ダムの水は飲料水等に利用されているため、湖の水質に影響を与える行為を

しないこと。

- (19) ダム湖の周辺には住家もあるので、近隣住民に迷惑をかける行為をしないこと。
- (20) 届出者は湖面の利用にあたっての届出書受理条件及び接岨湖湖面利用のルールを理解し、同受理条件及び利用ルールを同行者に説明した上で、湖面を利用すること。
(※同行者がいる場合であって、管理所窓口でのカギ受渡時に届出者本人しか来ず、管理所担当者から同行者へ説明が出来ない場合。)

5. 接岨湖におけるエンジン付きボート等の利用者の注意事項

- (1) 湖の衛生と乗船地点の安全管理のため、2ストエンジンの一般使用を禁止します。
- (2) 湖面における水上バイク(ジェットスキー)の一般使用は、乗船地点の安全管理の観点から禁止します。
- (3) 虚偽の申告をしたことが判明した場合、事後の鍵の貸与はお断りします。
- (4) カヌー等動力を持たない舟艇等の湖面利用者がいる場合は、利用するエリアを分けるか、カヌー等からできるだけ遠い湖面を航行し、事故がないよう注意して下さい。

以上

長島ダムからのお願い

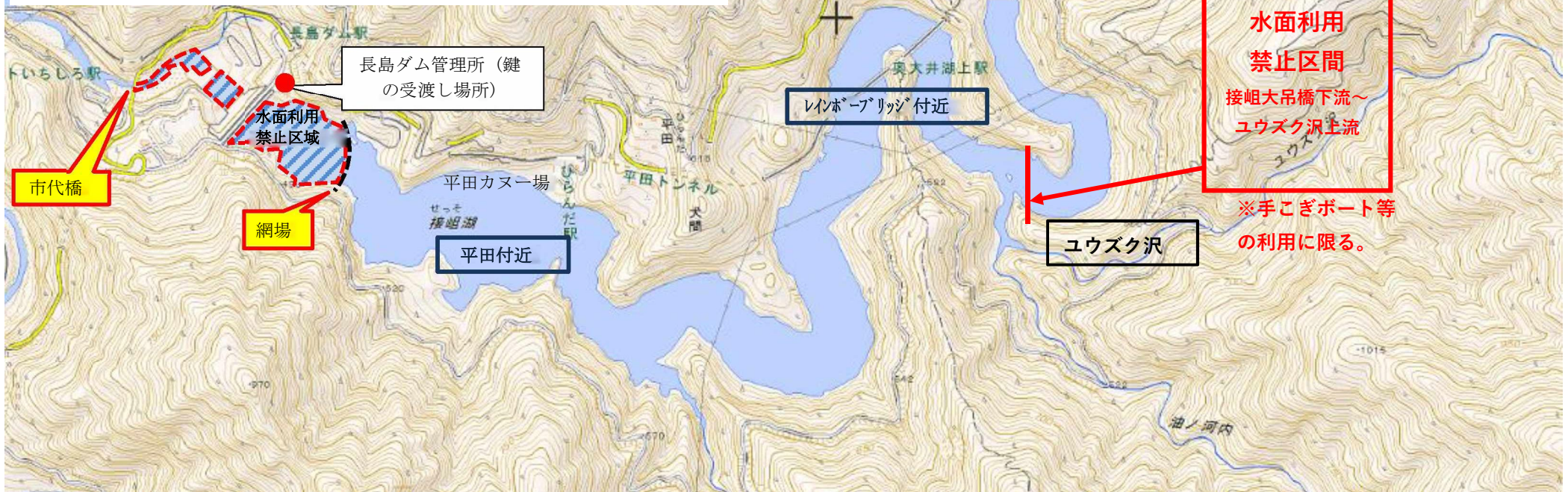
長島ダム湖（接岨湖）の湖面利用について

- ・長島ダム管理区域内（接岨湖）での船舶の係留はできません。（工事などの作業船は除く）
 - ・長島ダムでは、市代橋～網場の間は水面利用禁止区域になっています。
 - ・手こぎボート等（カヌー、カヤック、SUPも含む。）の利用については水面利用禁止区間を設けています。
 - ・ダム湖周辺は施錠されている箇所があり、進入できない場所があります。
- 湖面を利用される場合は、**前日までに長島ダム管理所へ電話連絡（平日 9 時～17 時）等**をいただければ、鍵をお貸しします。

注意 ※閉庁日（土日祝日）について、下記の時間は巡回のため管理所が不在になりますので、鍵の受渡しの際は注意をお願いします。

午前：10 時～11 時

午後：15 時～16 時



平田カヌー場の駐車規制について

